

# 十月一日から 印鑑の登録と証明の制度 が変わります

## 印鑑の登録と証明の制度 が変わります

印鑑の証明書は、権利や財産を守る大切なものです。近年人口の増加と経済事情の活発化に伴い不動産登記をはじめ、各種契約など本人確認の資料として、その需要範囲がますます拡大しつつあります。こうした需要の増大に対処し、あわせて印鑑にまつわる事故を防止するとともに、事務処理のスピード化を図るため改正されます。今回の改正では、印かん登録者には登録をしてある旨の印かん登録証が交付されます。印かん登録証明書（印かん証明）の交付を受ける場合は、印かん登録証をそえて交付申請をすることになります。

### 49、10、1以前の登録印鑑（実印） 切替登録が必要です。

一切替期間は  
49年10月1日から50年3月31日  
までです。  
この期間内に切替登録をしないと今迄の印かん登録は無効になり新規登録をしていただく事になります。

### 二切替登録の手続き

現在登録されている印かんを住民課窓口を持参し、その旨申し出して下さい。  
切替登録を代理人に委任する場合は、委任した旨を証明する書類（代理人選任届等）が必要です。

### 切替登録をしなかったとき

49年10月1日から50年3月31

○前記の証明書等がない場合は横芝町に印かん登録をしてある者が登録申請者本人であることを保証した書類（印かん登録申請者確認保証書）を提出して下さい。

○前記どちらかの方法で確認できる場合は即時登録が出来ますが、確認できない場合は、郵送により文書照会をしこの回答書を持参して頂きます。

○登録しようとする印鑑

○本人が登録しようとする印鑑

○委任する旨を証する書面（代理人選任届等）

○代理人の印かん

○登録を代理人に委任した場合は、すべて本人の意志を確かめるため文書照会を致しますので即時登録は出来ません。

○印かん登録証の交付

登録が済むと同時に、本人又は代理人に印かん登録証を交付します。これは従来の印かん証明制度の欠陥の一つでありました実印の貸借をなくし、印かんにまつわる不正事故を防止する手段として行なうものです。

○この登録証には、拾っても誰のものかわからないように番号だけしか記入されませんが

新しい制度では、この登録証を添えてする印かん登録証明書等の交付申請は、本人又は本人の授権による代理人の行為とみなされる大事なものです。（この場合代理人選任届等は不用になるわけです）

○従来は実印さえあれば印かん証明が入手でき双方がそろえば他人の財産を動かすことも可能でしたが、新しい制度では、実印では証明書が入手できず、またこの反対に登録証で証明書が入手しても実印が手元のない以上使用することとができないことになり安全性が高くなります。

印かん登録証明書の申請は

○こんどの証明書は登録した印かんの原票を複写機で写し、これを証明するもので、実印はいいりません。

○本人又は代理人が申請書に登録証を添えて住民課窓口へ提出して下さい。登録証の提出がない場合は証明できません。

○代理人の場合は代理人の印かんを持参して下さい。実印でなくとも結構です。

### 登録できない印かん

住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている氏名、氏もしくは名または氏名の一部を組みあわせたものであらわしてないもの。

○職業、資格その他氏名以外の事項の入ったもの。

○ゴム印その他印形の変化しやすいもの。

○印影の大きさが二辺の長さ八の正方形に納まるもの、又は一辺の長さ二五の正方形に納まらないもの。

○印影が鮮明でないもの。

○その他登録印かんとして適当でないもの。

○同一の印影が大量に生産されている印鑑があり、これらの印鑑の中には、合成樹脂プレス製印鑑、流し込みによる印鑑、いわゆる三文判」等はいずれも特徴がないことなど、他人のものと見分けにくい点から、実印としては好ましくありません。印鑑は特定の人を表章するために用いられるものですから、印鑑を選ぶときは十分御注意下さい。

### 登録できる印かんの大きさは

○印影の二辺の長さが八から二五の正方形に納まる印かん

